

新型コロナウイルス対策(災害危機管理法の遵守)

28日、ジャマイカ警察は、先の災害危機管理法の改正に基づき、同法違反者に対して警告なしに逮捕するという注意喚起をしています。

27日付け警察の発表によれば、26日、セント・キャサリン県スパニッシュタウン・マッククペンで同法違反者32人が逮捕されています。

詳細はこちらをご確認ください。

(ジャマイカ警察のフェイスブック)

https://m.facebook.com/JamaicaConstabularyForce/photos/a.908488289214487/4144262802303670/?type=3&source=57&refid=52&_tn_ =EH-R

(ジャマイカ首相府のホームページ)(最新の災害危機管理法)

<https://opm.gov.jm/category/disaster-risk-management-act/>

在留邦人の皆様におかれましては、外出禁止令をはじめ、マスクの着用・社会的距離の確保、会合にかかる人数制限など新型コロナウイルス対策規制の遵守にご留意ください。

4月28日